

# お気軽にご利用ください

第4回

## これから共生のまちづくりに向かって

「共生のまちづくり推進協議会」が発足して、早や2年を過ぎようとしています。

この間「共生のまちづくり」という、新しいボランティア組織を見てみたいと、愛知県大口町や東京都台東区、福岡市、柏屋町ボランティア連絡協議会、志摩町、太宰府市などから来訪されました。そしてみなさんから、この構想に共感を持っていただきました。しかし現実を考える時、まだまだ改善しなくてはならない

点の多い事を痛感しております。私は週のうち3、4回ボランティアセンターに顔を出します。「つくしんば」の参加者は、「喜んでおります。

アセンターに顔を出します。セントラルの利用状況は、「つくしんば」の盛況は特筆すべきものでした。これも、スタッフをはじめボランティアのみなさんの協力があつてこそこの成功だと思います。

このように、ボランティアの方々の協力があつて初めて「共生の

アセンター」は進んでいくものと確信しております。「自分が出来ることを!」自分が出来る時に!」の理念でボランティアさんを募っております。ぜひ、ボランティアセンターの事務局までご連絡ください。お待ちしております。

今後各支援グループでは町民各位のニーズにあつた活動を開催していくと願い、研修会や学習会などを開催してボランティアとしての資質の向上に努めて参ります。

(共生のまちづくり推進協議会

▼問合せ先 副会長 長沼俊彦  
☎ 9332・63300



## 『火は消した? いつも心にきいてみて』

3月1日から7日までの1週間、春の全国火災予防運動が実施されます。

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多く、小さな火でも大きく燃え広がるなど、火災が発生しやすい条件が備わっています。

火災による死傷者や財産の損失を防ぐために、3つの習慣。4つの対策を心がけましょう。

一、住宅防火いのちを守る

二、7つのポイント

三、①寝たばこは、絶対やめる。

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れることは、必ず火を消す。
- ④寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する。
- ⑤火災を小さくして消すため、住宅用消火器等を設置する。
- ⑥お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制を作る。

これらのこととに十分注意をして、火災のない街づくりにご協力ください。

※予防運動期間中、町内全域にわたり消防署・消防団では、防火

を呼びかける巡回広報を行います。また、午前7時と午後の時にサイレンを1回鳴らします。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

Q 住宅用火災警報器つてどん

A 上が「住宅火災」によるものと、また、亡くなられた方の約70%は逃げ遅れによることがから、今回の消防法の改正により住宅用「住宅用火災警報器」を設置するところが義務付けられました。

「住宅用火災警報器」を設置して火災を早期発見することにより、大切な命・財産を火災から守りましょう!!

ホテル、百貨店など不特定多数の人が出入りする建物は、消防法によつて消防用設備等を設置し、定期的な点検と消火、通報及び避難の訓練を行うなど、安全確保が義務付けられていますが、一般住宅の防災設備については、各居住者の自主性にゆだねられていました。

しかし、「住宅火災」は、建物火災全体の半数以上を占めており、死者数においては、実に8割以

上が「住宅火災」によるものと、また、亡くなられた方の約70%は逃げ遅れによることがから、今回の消防法の改正により住宅用「住宅用火災警報器」を設置するところが義務付けられました。

「住宅用火災警報器」を設置して火災を早期発見することにより、大切な命・財産を火災から守りましょう!!

ホーテル、百貨店など不特定多数の人が出入りする建物は、消防法によつて消防用設備等を設置し、定期的な点検と消火、通報及び避難の訓練を行うなど、安全確保が義務付けられていますが、一般住宅の防災設備については、各居住者の自主性にゆだねられていました。

しかし、「住宅火災」は、建物火

災全体の半数以上を占めており、死者数においては、実に8割以

上が「住宅火災」によるものと、また、亡くなられた方の約70%は逃げ遅れによることがから、今回の消防法の改正により住宅用「住宅用火災警報器」を設置するところが義務付けられました。

「住宅用火災警報器」を設置して火災を早期